

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金交付要綱

制 定：令和 7 年 4 月 1 日
7 農 経 第 28439 号
最 終 改 正：令和 7 年 9 月 1 日
7 農 経 第 125536 号

（趣旨）

第 1 条 農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 外国人材を農作業の中心的な役割を担う人材として確保・育成するため、外国人材が農作業に従事できるよう必要な免許や資格等の習得を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

（事業実施者）

第 3 条 本事業における事業実施者は、香川県内の外国人材を受け入れている認定農業者及び認定新規就農者とする。

（補助対象資格等）

第 4 条 補助の対象となる免許や資格等は次に挙げるものとする。なお、免許については 1 種に限るものとする。

- （1）大型特殊免許
- （2）普通免許
- （3）準中型免許
- （4）中型免許
- （5）けん引免許
- （6）フォークリフト及びショベルローダーの運転に必要な資格

（補助対象費用）

第 5 条 補助の対象となる費用は、受け入れている外国人材が、事業実施前年度の 1 月 1 日から事業実施年度の 12 月末日までに免許や資格等を取得した際に要した費用で、教習料金、受験料、資格等の認定を行う機関により当該資格等を取得するために必要な技能講習等の受講料、テキスト代、登録等に要した費用（以下「補助対象費用」という。）とする。

ただし、令和 7 年度事業については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月末日までとする。

なお、通訳料等間接的な費用は補助対象外とする。

（補助金の交付額）

第 6 条 補助金の交付額は、各免許について補助対象費用の 2 分の 1 以内、1 事業実施者当たりの補助額の上限は、年間 10 万円とし、100 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次のとおり必要な書類等を添付し、監理団体または登録支援機関を通じて知事に提出しなければならない。

- (1) 免許や資格等を取得したことを証する書類及びその取得に要した費用を示す書類の写し
- (2) 在留カード等農業分野に従事していることがわかる書類の写し
- (3) 事業実施者の認定証の写し(農業経営改善計画又は青年等就農計画)
- (4) 技能実習計画認定通知書等免許や資格等を取得した外国人材が(3)の事業実施者のもとの農業に従事していることがわかる書類の写し
- (5) その他、知事が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体及び免税事業者については、この限りでない。

- 3 前項ただし書きにより交付申請した補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金につき仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(第2号様式)により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還の命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 監理団体または登録支援機関は、6月、10月、1月の各15日までに提出があった書類をとりまとめ、それぞれ月末までに交付申請事業実施者報告書(様式第3号)に添付し、知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その申請に係る書類等の審査により、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、交付決定通知書(様式第4号)により事業実施者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。
- 3 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書(様式第5号)により速やかに事業実施者に通知するものとする。
- 4 知事は、提出のあった監理団体または登録支援機関に対して、交付決定状況通知書(様式第6号)により交付決定の状況を通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、補助金請求書(様式第7号)を監理団体または登録支援機関を通じて、知事に提出するものとする。

- 2 監理団体または登録支援機関は、提出があった請求書を取りまとめ事業実施者請求報告書(様式第8号)に添付し、知事に提出するものとする。

(補助金の支払)

第10条 知事は、事業実施者請求報告書を受理した日から30日以内に、助成金を支払わなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(関係書類の保管)

第12条 補助事業にかかる帳簿及び関係書類は、補助事業として完了した年度の翌年度から起算して、5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(様式第1号)

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
事業実施者

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

1 事業実施者情報(外国人材を受け入れている農業者)

事業 実施 者	郵便番号			
	住 所			
	氏 名			
	電話番号		区 分	☐ 認定農業者
	メールアドレス			☐ 認定新規就農者

2 事業実施概要及び添付書類

☐	下記のとおり	☐	別添のとおり(複数の取得者がいる場合)			
取得に要した経費		円	補助金申請額		円	
取得者名						
取得した免許や資格等の種類	☐ 大型特殊免許 ☐ けん引免許 ☐ 普通免許 ☐ 準中型免許 ☐ 中型免許 ☐ フォークリフトの運転に必要な資格 ☐ ショベルローダーの運転に必要な資格					
添付 書類	☐ 運転免許証等(免許や資格等を取得したことを証する書類)の写し ☐ 免許や資格等の取得に要した費用を示す書類の写し ☐ 在留カード等(農業分野での技能実習生であることがわかる書類)の写し ☐ 事業実施者の認定証(農業経営改善計画、青年等就農計画)の写し ☐ 技能実習計画認定通知書の写し ☐ その他、知事が必要と認める書類					

(様式第1号 別添)

**農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金
事業実施概要及び添付書類**

取得に要した経費	円	補助金申請額	円
----------	---	--------	---

取得者名		
取得した免許や資格等の種類	☐ 大型特殊免許 ☐ けん引免許 ☐ 普通免許 ☐ 準中型免許 ☐ 中型免許 ☐ フォークリフトの運転に必要な資格 ☐ ショベルローダーの運転に必要な資格	
添付書類	☐ 運転免許証等(免許や資格等を取得したことを証する書類)の写し ☐ 免許や資格等の取得に要した費用を示す書類の写し ☐ 在留カード等(農業分野での技能実習生であることがわかる書類)の写し ☐ 事業実施者の認定証(農業経営改善計画、青年等就農計画)の写し ☐ 技能実習計画認定通知書の写し ☐ その他、知事が必要と認める書類	

取得者名		
取得した免許や資格等の種類	☐ 大型特殊免許 ☐ けん引免許 ☐ 普通免許 ☐ 準中型免許 ☐ 中型免許 ☐ フォークリフトの運転に必要な資格 ☐ ショベルローダーの運転に必要な資格	
添付書類	☐ 運転免許証等(免許や資格等を取得したことを証する書類)の写し ☐ 免許や資格等の取得に要した費用を示す書類の写し ☐ 在留カード等(農業分野での技能実習生であることがわかる書類)の写し ☐ 事業実施者の認定証(農業経営改善計画、青年等就農計画)の写し ☐ 技能実習計画認定通知書の写し ☐ その他、知事が必要と認める書類	

取得者名		
取得した免許や資格等の種類	☐ 大型特殊免許 ☐ けん引免許 ☐ 普通免許 ☐ 準中型免許 ☐ 中型免許 ☐ フォークリフトの運転に必要な資格 ☐ ショベルローダーの運転に必要な資格	
添付書類	☐ 運転免許証等(免許や資格等を取得したことを証する書類)の写し ☐ 免許や資格等の取得に要した費用を示す書類の写し ☐ 在留カード等(農業分野での技能実習生であることがわかる書類)の写し ☐ 事業実施者の認定証(農業経営改善計画、青年等就農計画)の写し ☐ 技能実習計画認定通知書の写し ☐ その他、知事が必要と認める書類	

(様式第2号)

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金における
仕入に係る消費税等相当額報告書

香川県知事 殿

住 所
事業実施者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金について、農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-----------------------------|---|---|
| 1 当該事業費補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による補助金の確定通知額) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(様式第3号)

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金
交付申請事業実施者報告書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
提 出 者

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金交付申請書について、別添
のとおり取りまとめましたので、農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金
交付要綱第7条第4項の規定により、次のとおり提出します。

1 提出者情報(監理団体または登録支援機関)

提出者 (監理 団体 または 登録 支援 機関)	郵便番号	
	住 所	
	団体名・代表者	
	電話番号	
	メールアドレス	

2 申請事業実施者数

申請事業実施者数	事業 実施者	取得者数	名
----------	-----------	------	---

3 交付事業実施者名簿

☐	下記のとおり	☐	別添交付事業実施者名簿のとおり
--------------------------	--------	--------------------------	-----------------

No.	事業実施者者名	取得者数
1		
2		
3		
4		
5		

※事業実施者の交付申請書および添付書類を添付すること。

(様式第3号 別添)

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金
交付申請事業実施者名簿

監理団体または登録支援機関名:

No.	事業実施者名	取得者数
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

※事業実施者の交付申請書および添付書類を添付すること。

(様式第4号)

第 号
年 月 日

様

香川県知事

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金交付決定通知書

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金については、下記のとおり交付決定しましたので、農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金の額

2 交付決定日

3 交付の条件

- (1) 事業実施者は、香川県補助金当交付規則第5条の2各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 上記に掲げるもののほか、香川県補助金等交付規則及び農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金交付要綱の定めに従わなければならない。

(様式第5号)

第 号
年 月 日

様

香川県知事

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金不交付決定通知書

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金については、交付しないことを決定したので、農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

決定の理由

--

(様式第6号)

第 号
年 月 日

様

香川県知事

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金交付決定状況通知書

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定により、交付決定の状況を別添のとおり通知します。

記

1 交付決定事業実施者数

交付決定 事業実施者数	事業 実施者	取得者数	名
----------------	-----------	------	---

2 交付決定事業実施者名簿

☐	下記のとおり	☐	別添交付決定事業実施者名簿のとおり
--------------------------	--------	--------------------------	-------------------

No.	事業実施者名	取得者数
1		
2		
3		
4		
5		

(扱い) 交付決定通知書または不交付決定通知書の写しを添付する。

(様式第6号 別添)

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金
交付決定事業実施者名簿

監理団体または登録支援機関名:

No.	事業実施者名	取得者数
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(様式第7号)

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金請求書

請 求 金 額		十万	万	千	百	十	円

(アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください)

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、助成金を請求します。

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
事業実施者

振込先口座

(金融機関名)				(本・支店、営業所等名)						
預金種目	(当座) ☐	(普通) ☐	口座 番号							
口座名義	※カタカナで記入してください。(姓と名の間に1つの全角スペースを入れること)									

責任者 職・氏名

担当者 職・氏名

連 絡 先

(様式第8号)

**農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金
事業実施者請求報告書**

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
提 出 者

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金請求書について、別添のとおり取りまとめましたので、農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり提出します。

1 提出者情報(監理団体または登録支援機関)

提出者 (監理 支援 団体 または 登録 支援 機関)	郵便番号	
	住 所	
	団体名・代表者	
	電話番号	
	メールアドレス	

2 請求書提出者数

請求書提出者数	事業 実施者
---------	-----------

3 請求書提出者名簿

☐	下記のとおり	☐	別添請求書提出者名簿のとおり
--------------------------	--------	--------------------------	----------------

No.	請 求 書 提 出 者 名
1	
2	
3	
4	
5	

※事業実施者の請求書を添付すること。

(様式第8号 別添)

農畜産従事外国人材の免許取得等支援事業費補助金
事業実施者請求報告書

監理団体または登録支援機関名:

No.	請 求 書 提 出 者 名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

※事業実施者の請求書を添付すること。